平成２４年（フ）第４５９号
茨城県水戸市けやき台１丁目58番地　ソレイユＢ棟101号
破産者　宮内　義則
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２５８号
神奈川県逗子市池子２丁目19番1033号
破産者　竹中　啓絵（旧姓勝又）
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５３８号
新潟市東区もえぎ野３丁目11番20号、前住所新潟市中央区鏡が岡１番１号
破産者　山本　典子
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２号
静岡市清水区銀座13―15　ＰＡＬ　ＣＩＴＹ　ＣＯＵＲＴ204号室、旧住所静岡市駿河区下島370番地の１
破産者　増田　幸三
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２５号
静岡県沼津市住吉町２番20号
破産者　豊田　充彦
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４４３号
静岡県駿東郡長泉町元長窪806番地
破産者　伏見喜美代
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３８９号
大津市大萱２丁目４番27号　アーバンパレス103
破産者　廣田　英彦
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４０号
滋賀県草津市山寺町1180番地14
破産者　福井　二郎
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
兵庫県丹波市氷上町中野40番地
破産者　田原　猛司
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
和歌山市狐島590番地　松鶴野崎弐番館２階217号室、開始決定時の住所和歌山市鳴神686番地
破産者　上中喜代司
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９０号
和歌山市六十谷1342―183、住民票上の住所和歌山市六十谷698番地の89
破産者　三宅　篤
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４４２号
和歌山市松江東３丁目２番55号　アルカディアノカミ２棟205号室
破産者　森口　敦司
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２８号
山口県岩国市新港町４丁目７番31号
破産者　瀬村　正敏
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第６０号
香川県仲多度郡まんのう町岸上337番地
破産者　田岡　洋
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第６７０号
熊本市東区下江津５丁目３番20号　A102
破産者　本田　忠史
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
熊本県山鹿市山鹿93番地14　井上アパート２階南
破産者　三森　徳吉
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
宮崎市本郷２丁目18番８号
破産者　中村　正文
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３３５号
宮崎市京塚町126番地１　金剛ビル205号
破産者　松井　茂美
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７０号
宮崎市江南３丁目６番２号　メゾン大淀台201号
破産者　平山　清美
１　決定年月日　平成25年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係